

○授業料免除の家計基準について

授業料免除の家計基準は、世帯（申請者本人を含む。）の1年間の総所得金額（総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた金額）が収入基準額以下であることが必要です。

$$\text{家計基準を満たす者} \rightarrow \boxed{\text{総所得金額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

言い換えれば、次に示す計算方法により、家計評価額が0（ゼロ）円以下となれば家計基準を満たすこととなります。

$$\boxed{\text{家計評価額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額}}$$

$$\boxed{\text{総所得金額}} = \boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{特別控除額}}$$

※収入基準額は3ページの別表1を、特別控除額は4ページの別表2を参照してください。

総所得金額の計算方法は次のとおりです。

① 給与所得の場合

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等の場合は、次の表によって得られた金額を必要経費として、総収入金額から控除します。そこから本人・世帯に特別の事情のある場合の特別控除を差し引いたものが総所得金額です。（源泉徴収票の場合は「支払金額」を、所得・課税証明書の場合は「給与収入」を適用します。）

収入金額（税込）	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

注1) 給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は各人別に行ってください。

注2) 同一人に2つ以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて総所得金額を算定します。

【計算例】

- ・収入金額が104万円の場合
104万円－104万円＝0
- ・収入金額が150万円の場合
150万円－（150万円×0.2+83万円）＝37万円
- ・収入金額が300万円の場合
300万円－（300万円×0.3+62万円）＝148万円
- ・収入金額が700万円の場合
700万円－258万円＝442万円

② 給与所得以外の所得の場合

営業所得、農業所得、不動産所得、配当金、各種手当金、給付奨学金などが該当します。

確定申告書の所得金額の千円未満を切り捨てて算定します。（但し、給与所得は上記計算方法にて計算します。また、2つ以上所得がある場合は合算します。）マイナスとなる所得は0（ゼロ）として扱います。プラスの所得とマイナスの所得がある場合は、合計額で相殺はできません。退職金や保険金などの臨時的な所得は申請基準日（前期は4月1日、後期は10月1日）から起算して6か月以内に受けたものを算定します。奨学金については、受給額をそのまま算定します。

《総所得金額計算にあたっての留意点》

申請時の前年1月1日以降に就職、転職、開業等をした者については、年収を推算する必要があります。

特別控除額については、母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、「別表2」の特別控除額を控除した金額をその世帯の収入の年額とみなすことができます。

半額免除の家計基準を満たす例

学部学生、4人世帯（両親、本人（自宅通学）、高校生（公立、自宅通学））の場合
《給与所得の場合：給与収入 645万円 給与所得以外の場合：所得 389.5万円》

[計算式]

給与収入	必要経費	本人控除(自宅通学)	就学者控除	収入基準額	家計評価額
645万	- 255.5万円 (=645万円×0.3+62万円)	- 28万円	- 28万円	- 334万円	= -0.5万円

学部学生、2人世帯（母子家庭、本人（自宅通学））の場合

《給与所得の場合：給与収入 578万円 給与所得以外の場合：所得 342.6万円》

[計算式]

給与収入	必要経費	本人控除(自宅通学)	母子世帯控除	収入基準額	家計評価額
578万	- 235.4万円 (=578万円×0.3+62万円)	- 28万円	- 49万円	- 266万円	= -0.4万円

全額免除の家計基準を満たす例

大学院（博士前期課程）学生、3人世帯（両親、本人（自宅外通学））の場合

《給与所得の場合：給与収入 444万円 給与所得以外の場合：所得 248.8万円》

[計算式]

給与収入	必要経費	本人控除(自宅外通学)	収入基準額	家計評価額
444万	- 195.2万円 (=444万円×0.3+62万円)	- 72万円	- 177万円	= -0.2万円

別表 1

収入基準額

【半額免除収入基準額表】

		学 部	修士・博士前期	博士・博士後期
世帯 人員	1人	1,670,000円	1,820,000円	2,540,000円
	2人	2,660,000円	2,900,000円	4,040,000円
	3人	3,060,000円	3,340,000円	4,670,000円
	4人	3,340,000円	3,640,000円	5,070,000円
	5人	3,600,000円	3,930,000円	5,480,000円
	6人	3,780,000円	4,120,000円	5,740,000円
	7人	3,950,000円	4,320,000円	6,020,000円
	1人増すごとに(注1)	[170,000円]	[200,000円]	[280,000円]

(注1)世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに〔 〕に記載している金額を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

【全額免除収入基準額表】

		学 部	修士・博士前期	博士・博士後期
世帯 人員	1人	880,000円	960,000円	1,320,000円
	2人	1,400,000円	1,520,000円	2,120,000円
	3人	1,620,000円	1,770,000円	2,450,000円
	4人	1,750,000円	1,920,000円	2,660,000円
	5人	1,890,000円	2,080,000円	2,880,000円
	6人	1,990,000円	2,170,000円	3,020,000円
	7人	2,070,000円	2,260,000円	3,150,000円
	1人増すごとに(注2)	[80,000円]	[90,000円]	[130,000円]

(注2)世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに〔 〕に記載している金額を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

別表 2

特別控除額

区 分	特別の事情		自宅通学	自宅外通学	
本人を 対象と する控 除			28万円	72万円	
世帯を 対象と する控 除	母子・父子世帯		49万円		
	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校及び中等教育学校の前期課程		16万円	
		高等学校及び中等教育学校の後期課程	国公立	28万円	47万円
			私 立	41万円	60万円
		高等専門学校	国公立	36万円	55万円
			私 立	60万円	80万円
		大学	国公立	59万円	102万円
			私 立	101万円	144万円
		専修学校（高等課程）	国公立	17万円	27万円
			私 立	37万円	46万円
		専修学校（専門課程）	国公立	22万円	62万円
			私 立	72万円	112万円
		障がい者のいる世帯	障がい者1人につき	86万円	
		長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額		
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
火災、水害、難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田、畑、店舗等）に被害があって、来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				
父母以外の者で収入を得ている者の世帯	父母以外の者の所得者1人につき38万円 なお、の所得が38万円未満の場合はその所得額 ただし、本人及び配偶者の所得については控除不可				

注1) 世帯を対象とする控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。

注2) 母子・父子世帯の認定方法は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の母子・父子世帯の認定方法に準じる。

注3) 「就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含まない。